令和９年度『大学月額奨学金』・『多子世帯向け奨学金』・『大学入学一時金』

補足説明

必ずお読みください

目次

Ⅰ　応募資格についての説明　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１～４
①秋田県出身者の定義について
②多子世帯の定義について
③所得の算出方法について

Ⅱ　提出書類についての説明　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５～６
①応募方法について
②奨学金貸与申込書について
③住民票･在学証明書について
④収入関係書類について
⑤成績関係書類について
⑥戸籍謄本について

Ⅲ　貸与についての説明　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ６
①大学月額奨学金及び多子世帯向け奨学金について
②大学入学一時金について

Ⅳ　提出書類チェック表　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ７

Ⅰ　応募資格についての説明

①秋田県出身者の定義について

秋田県出身者とは、１、２のいずれかに当てはまる方を指します。

１．出願時において秋田県内に生活の根拠を有する（住民票がある）方の子弟で、以下のいずれかに当てはまる方。

・居住年数が２年以上５年未満…秋田県内の高等学校等を卒業見込みの方又は卒業した方

・居住年数が５年以上…秋田県内の中学校を卒業した方又は秋田県内の高等学校等を卒業見込みの方

２．本人の住所が高校等卒業までに５年以上秋田県内にある方。

②多子世帯の定義について

「多子世帯向け奨学金」に応募できるのは、兄弟姉妹が３人以上の方です。

貸与できる人数は、１世帯あたり（子どもの数−２人）までとします。

（世帯の子どもの数が４人である場合、２人までは多子世帯向け奨学金の貸与を受けることができます。
ただし、一度でも貸与を受けた方は、申し込み時点で全額返還済みであっても１人とみなします。）

・既に独立した兄弟姉妹がいる場合も、応募できます。

（戸籍謄本で確認できない兄弟姉妹がいる場合は、そのことが分かる戸籍が必要です。
市町村の窓口でご相談ください）

・連れ子の場合も、父母の子どもの数の合計が３人以上であれば、応募できます。

（例えば、父の子が２人、母の子が１人の場合も応募できます）

・亡くなった兄弟姉妹も、人数に含みます。

③所得の算出方法について

１．父母の「認定所得」をそれぞれ算出し、合計します。
　　父子家庭の場合は父の所得、母子家庭の場合は母の所得のみとなります。（→Ｐ２　手順１）

２．ご家庭の「控除額」を算出します。（→Ｐ４　手順２）

３．「父母の認定所得の合計」から「控除額」を差し引いた額が一家の「特別控除後の認定所得」となり、この額が３００万円以下の方が月額奨学金及び入学一時金に申込みできます。多子世帯向け奨学金には制限がありません。

算出例　　（単位：万円）

家族構成		収入（給与・年金）（表で計算）	事業所得	所得	控除額
本人	高校3年生				180
父	会社員、農業	600 ⟶ 246	（農）100	246＋100	
母	会社員	300 ⟶ 192		192	
兄	会社員	250			
姉	自宅浪人中（学生ではない）				
弟	小学生				31
祖父	施設入居（扶養）、障害者	200			99
世帯の所得・控除額				538	310

（手順１）※２～３ページの解説もご覧ください

父母のうち「収入（給与・年金）」の多い方を＜所得算出表Ａ＞、少ない方を＜所得算出表Ｂ＞に当てはめて計算します。

父の収入を３ページの＜所得算出表Ａ＞で計算すると、給与分の所得は２４６万円です。

また、父は農業による所得もあるため、合算し、認定所得は３４６万円になります。

母の所得は、同様に＜所得算出表Ｂ＞で計算すると１９２万円となりますので、認定所得の合計は５３８万円です。

（手順２）※３～４ページの解説もご覧ください

控除額表に当てはまるものを合計すると、申込者１８０万円＋就学者（小学生）３１万円＋障害者９９万円＝３１０万円となります。手順１で求めた一家の認定所得合計（５３８万円）から、手順２で求めた控除額を引き、「特別控除後の認定所得」を求めます。この家庭の「特別控除後の認定所得」は、５３８万円－３１０万円＝２２８万円となり、月額奨学金及び入学一時金に申込みが可能です。

【手順１】各自の認定所得の算出方法についての解説

☆給与・年金等のみの方☆

所得証明書の「給与収入」「雑収入（公的年金）」欄が所得算出の対象です。

（注）所得証明書の「令和７年分合計所得金額」欄又は「給与所得」欄の金額とは異なります。

所得を算出する際は、源泉徴収票の「支払金額」欄、確定申告書控の「収入金額等」の「給与」「公的年金」欄（図２）を参照しても構いません。

（注）源泉徴収票や確定申告書控を、「令和８年度所得証明書」の代わりに提出することはできません。

父母のうち、給与・年金等の収入が多い方を所得算出表Ａ、少ない方を所得算出表Ｂに当てはめて計算します。

（例）　父：給与３００万円　母：給与１００万円　→　父をＡ、母をＢに当てはめて計算します。

　　父：事業所得３００万円　母：給与１００万円　→　母をＡに当てはめて計算します。

源泉徴収票と確定申告書の参照

図１　令和７年分源泉徴収票を元に計算する場合

支払を受ける者	※区分		氏名	(受給者番号)	
	住所	秋田市山王四丁目1−2		(フリガナ)	イクエイ タロウ
				(役職名) パート	育英 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
賃金	内 千 円 1 040 000	内 千 円 394 000	内 千 円 380 000	内 千 円 700

２カ所以上から給与がある場合は、この欄を合計してください（合計後、千円以下切り捨て）

図２　令和７年分確定申告書を元に計算する場合

収入金額等	給与	ア		1	5	4	0	0	0	0
	雑 公的年金	イ		2	2	0	1	7	0	0
	雑 その他	ウ								
	配当	エ								
	一時	オ		1	4	4	0	0	0	0
所得金額	給与	①			8	9	4	0	0	0
	雑	②		1	2	9	1	7	0	0
	配当	③								
	一時	④								
	合計	⑤								

<所得算出表 A>　父母のうち給与・年金収入が多い方

収入金額（一個人の合計）	所得金額の計算方法
～ 268	0
269 ～ 400	収入金額（万円）×0.8−214
401 ～ 781	収入金額（万円）×0.7−174
782 ～	収入金額（万円）−408

<所得算出表 B>　父母のうち給与・年金収入が少ない方

収入金額（一個人の合計）	所得金額の計算方法
～ 65	0
66 ～ 162	収入金額（万円）−65
163 ～ 180	収入金額（万円）×0.6
181 ～ 360	収入金額（万円）×0.7−18
361 ～ 660	収入金額（万円）×0.8−54
661 ～ 1000	収入金額（万円）×0.9−120
1001 ～ 1500	収入金額（万円）×0.95−170
1501 ～	収入金額（万円）−245

図２の確定申告書の例では所得算出表Ａに当てはめると
収入金額は 1,540,000+2,201,700=3,741,700（円）
374 万円×0.8−214 万円＝85 万円が所得金額となる

☆事業所得・農業所得・不動産所得のみの方☆

所得証明書の「営業所得」「農業所得」「不動産所得」「利子」及び「配当」欄の合計がその方の所得となります。

確定申告書控をお持ちの方は「所得金額」の「営業等」「農業」「不動産」「利子」「配当」欄（図３）を参照しても構いません。

図3 確定申告書の場合

収入金額等	事業	営業等	ア		8	7	6	5	0	0	0
	事業	農業	イ				2	8	5	1	2
		不動産	ウ			1	0	0	0	0	0
		利子	エ								
		配当	オ				9	0	0	0	0
		給与	カ								
	雑	公的年金	キ								
	雑	その他	ク								
	先物取引	短期	ケ				6	0	0	0	0
	先物取引	長期	コ								
		一時	サ								
所得金額	事業	営業等	①		1	3	2	4	5	7	6
	事業	農業	②				−	1	5	2	0
		不動産	③				9	6	4	0	0
		利子	④								
		配当	⑤								
		給与	⑥								
		雑	⑦								
		総合譲渡・一時	⑧				6	0	0	0	0
		合計	⑨								

※ 給与・年金もある方は、表で計算した給与分の所得と事業所得を合計したものが所得となります。「☆給与・年金のみの方☆」の欄もご覧ください。

合計したものが、その方の所得となります。所得金額欄の「雑」については、収入金額等欄の「雑→公的年金」に記載がない場合のみ所得として計算します。（合計後、千円以下切り捨て）

図３の確定申告書の例では
1,324,576 +（−1,520）+ 96,400 = 1,419,456（円）となり
所得は 141 万円です。
※合計がマイナスになった場合は、所得を０としてください。

父母の所得額をそれぞれ計算し、合計した額が一家の所得となります。

一家の所得から（手順２）で求める控除額を引いたものが、その家庭の「特別控除後の認定所得」となります。

【注意】所得証明書を取り寄せる前に応募資格の有無を確認できるよう、お手持ちの源泉徴収票等での計算方法を記載しています。

実際にご提出いただく書類は、所得証明書です。

【手順２】控除額の算出方法についての解説

ご家族に以下の表に当てはまる方がいる場合、それぞれの額が所得から控除されます。

控除額(単位：円)

申込者本人	180 万			
小学生	31 万			
中学生	46 万			
高校生	国公立・自宅通学	39 万	私立・自宅通学	88 万
	国公立・自宅外通学	69 万	私立・自宅外通学	118 万
高等専門学校生（1～3年生）	国公立・自宅通学	39 万	私立・自宅通学	88 万
	国公立・自宅外通学	69 万	私立・自宅外通学	118 万
高等専門学校生（4，5年生）	国公立・自宅通学	43 万	私立・自宅通学	87 万
	国公立・自宅外通学	72 万	私立・自宅外通学	116 万
専修学校生（高等課程）	国公立・自宅通学	39 万	私立・自宅通学	88 万
	国公立・自宅外通学	69 万	私立・自宅外通学	118 万
専修学校生（専門課程）	国公立・自宅通学	36 万	私立・自宅通学	102 万
	国公立・自宅外通学	81 万	私立・自宅外通学	147 万
大学生 大学院生	国公立・自宅通学	74 万	私立・自宅通学	133 万
	国公立・自宅外通学	121 万	私立・自宅外通学	180 万
母子・父子家庭　両親のいない家庭	99 万			
障害者がいる(一人あたり)	99 万			
長期療養者中で医療費控除を申告している人がいる	療養のため経常的に特別に支出している年間金額（保険等により充填された額を除く）			
両親のいずれかが単身赴任している	一ヶ月の家賃×12ヶ月＋12万（71万円を限度額とします）			
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			

在学証明書（原本）又は学生証の写しを添付

→ 障害者手帳の写しを添付

→ 確定申告書控の写しを添付

→ 直近の家賃が分かるものを添付

→ り災・被災証明書及び令和７年中の被害額等が分かるものを添付
保険等により充填された場合は、その額が分かるものを添付

（例）家族の中に中学生が２人、障害者が１人いる場合、

１８０＋（４６×２）＋９９＝３７１(万円)が、手順１で求めた所得から控除されます。

申込者　　中学生２人　　障害者

※控除額・認定所得は、本会のホームページで簡単に試算できます。（要 Microsoft Excel）

URL　http://www.akita-ikuei.jp

トップページの上部バナー「奨学金について」から希望する奨学金を選択→ページ中程の「認定所得金額算出表」→「認定所得金額算出表（予約採用）」を開くと試算できます。

Ⅱ　提出書類についての説明

①応募方法について

郵送又は持参で、本会へ直接申し込んでください。

②奨学金貸与申込書について

注１：記載漏れのないようお願いします。

注２：家族調書へは、申込者と同一生計の方全員を記載してください。

※同一生計とは、生計を共にする家族で、基本的には同居家族です。単身赴任や学生である等の理由で別居している場合も、生計を共にしている場合は同一生計とみなします。

・一緒に暮らしていても、申込者と同一生計ではない方は記載しないでください。

・職業の欄には申込時点での勤務先名を記載してください。また、自営業等の方はその旨を記載してください。

(例)申込者と同一生計の方が父、母、祖父、祖母で父が商店を経営

1. 祖父・祖母が専従者として給与を受け取っている場合、家族調書の祖父･祖母の職業欄には「専従者」とお書きください。
2. 祖父・祖母が手伝いはしているが給与を受け取っていない場合、家族調書の祖父･祖母の職業欄には「手伝い」とお書きください。

③住民票・在学証明書について

申込者及び申込者と同一生計の方（申込書の家族調書に記載した方）全員の分が必要です。令和８年４月１日以降に発行された、本籍及び続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

注１: 就学中（高等学校以上）のご兄弟姉妹がいる場合は、在籍している学校の在学証明書（原本)、又は学生証の写しをご提出ください。（その際、住民票はなくても構いませんが、家族調書の就学者欄について、自宅か自宅外に〇をしてください。）

注２: 単身赴任等で別に暮らしているが申込者と同一生計の場合は、住居を構えている先の住民票が必要です。

注３: 住民票に表記されているが別生計の方については住民票に「別生計」と分かりやすくご記入ください。

注４: 住民票を発行する際は、本籍及び続柄が記載されるように申請してください。右側の例は住民票発行申請書の一例です。
※市町村によって発行申請書の様式は異なります。

〇住民票発行申請の例〇

記　載　事　項
☑本籍と筆頭者
☑世帯主名と続柄
☐住民票コード
☐個人番号

④収入関係書類について

審査上必要とする金額は、令和７年１月～令和７年１２月までのものです。原則として申込者の父母両方のものが必要ですが、父子･母子家庭の場合はいずれか一方で構いません。父母がいない場合で学生本人の生活費を負担している人がいる場合は、その方の収入が分かる書類の提出が必要です。※無職、年金収入の場合もご提出ください。

「所得証明書」は、市町村により名称が異なります。（秋田市の場合、所得・課税証明書）
市町村役場発行の、令和７年分の収入所得の種類（給与収入か事業所得か等）が記載されたもの（全部記載）を提出してください。

「令和７年度所得証明書」は令和６年１月～令和６年１２月の証明ですので、**令和８年度所得証明書**をご準備ください。源徴収票や所得税額の通知は不可。

また、次に該当する場合は、それぞれ事由を証明するものをご提出ください。

◆障害者…障害者手帳の写し
◆長期療養中…令和７年分確定申告書控え（医療費控除の明細書）の写し
◆単身赴任…家賃の実費負担分が分かるもの（給与明細等でも可）の写し
◆火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯…り災・被災証明書及び令和７年中に支出した被害額等が分かるもの

※不明な点がある場合は、他の書類の提出を求めることがあります。

⑤成績関係書類について

◇高校在学中の方･･･在学する高校に申込書添付の「第２号様式　評定書」を渡し、発行を依頼してください。

◇過年度卒の方･････卒業した学校に「調査書」の発行を依頼してください。

（大学受験の際に使用するもので、学校に様式があります）

※「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。

◇高卒認定の方･････文部科学省発行の「合格成績証明書」を提出してください。

高校在学中に取得した単位がある方は、在学していた高校の「成績証明書」も提出してください。

※成績に関する書類は、厳封のまま提出してください。

⑥戸籍謄本について【多子世帯向け奨学金に応募する方のみ】

世帯の子どもの数が確認できるように「戸籍謄本」をご提出ください。

戸籍謄本で確認できない兄弟姉妹がいる場合は、そのことが分かる戸籍をご提出ください。

Ⅲ　貸与についての説明

奨学生として採用内定された場合、どのように貸与が行われるのか説明します。

① 大学月額奨学金及び多子世帯向け奨学金について

令和９年４月に大学又は短大に入学した場合、所定の手続きにより偶数月の１７日（４月のみ末日）に２ヶ月分まとめて奨学生本人の口座にお振り込みします。

※次の場合は貸与を受けることができませんのでご注意ください。

・進学しなかった場合
・貸与の対象とならない学校（各種学校、大学校等）に入学した場合
・入学が令和９年４月でない場合
・本会で定める手続きが行われなかった場合

② 大学入学一時金について

大学又は短大合格後、所定の手続きにより奨学生本人の口座に一括でお振り込みします。

振込時期は原則として令和９年１月～３月ですが、合格発表が早い場合はご相談ください。

大学入学一時金は、進路変更により専修学校専門課程（大学進学を目的とした課程及び通信制を除く。以下、専修学校という。）に合格した場合、希望により３０万円の貸与を受けることができます。
ただし、例えば１００万円で採用内定された後、専修学校に合格して所定の手続きを行い、３０万円の貸与を受けた場合は、その後大学に合格しても、残りの７０万円については貸与を受けられません。

※次の場合は貸与を受けることができませんのでご注意ください。

・進学しなかった場合
・貸与の対象とならない学校（各種学校、大学校等）に入学した場合
・令和９年３月３１日までに合格しなかった場合
・入学が令和９年４月でない場合
・本会で定める手続きが行われなかった場合

Ⅳ　提出書類チェック表

書類提出前のチェックにお使いください。

1	貸与申込書には、申込年月日を記入しましたか（令和8年6月18日～8月3日の日付）。	
2	専修学校月額奨学金・専修学校入学一時金を併願していませんか（併願することはできません）。	
3	申請書は、各自自署していますか。	
4	申込者が未成年者の場合、連帯保証人は親権者又は後見人の方ですか。	
5	「希望する奨学金及び貸与額」欄のそれぞれの奨学金について〇をしていますか。	
6	家族調書の兄弟姉妹数と申込者が何番目かを記入しましたか。	
7	家族調書の就学者について、「設置者」「通学別」及び「就学者控除」欄を選択しましたか。	
8	家族調書の所得から差し引かれる項目について、（はい・いいえ）のいずれかに〇をしていますか。 （〇がない場合は「いいえ」とみなし、控除を行いません） はい　に〇をした方は、控除の証明はありますか。	
9	控除の証明として確定申告書控えの写しを提出する方は、医療費控除の明細書はありますか。	
10	家族調書に記載した方全員（申込者を含む）の住民票はありますか（高校生以上で学生の兄弟姉妹はなくても可） 住民票には本籍及び続柄が記載されていますか。また、マイナンバーが記載されていないものですか。	
11	高校生以上の学生（申込者を除く）について、在学証明書（原本）又は学生証の写しはありますか。	
12	父母の令和8年度所得証明書はありますか。※無収入（無職）の場合も必要です。	
13	成績に関する書類（P6参照、厳封）はありますか。	
14	多子世帯向け奨学金に応募する方は、「戸籍謄本」はありますか。子どもが3人以上であることは確認できますか。 ※1世帯あたりの子どもの数から2を減じた人数まで応募可能です。 （3人兄弟姉妹で上の兄姉がすでに多子世帯向け奨学金を借りている場合は申し込むことができません）	

《 お願い 》

提出書類に不備があった際、ご連絡を差し上げておりますが、例年、日中に連絡が取れない状況です。申込書の連帯保証人欄**「日中の連絡先」**に記入漏れの無いようお書きください。
また、応募に必要な書類が多くありますので、募集要項と補足説明を熟読のうえご用意くださいますようお願いします。